

中国の新技术輸出入管理条例（上）

著者	村上 幸隆
雑誌名	JCAジャーナル
巻	49
号	6
ページ	30-39
発行年	2002-06-10
権利	(C) 日本商事仲裁協会：このデータは日本商事仲裁協会からの許諾を得て作成しています。
URL	http://hdl.handle.net/10112/7212

中国の新技术輸出入管理条例(上)

村上幸隆*

目次

- I 新条例の制定と中国技術契約法の枠組
 - 1 新条例の制定
 - 2 旧条例下での規制内容
 - 3 旧条例の廃止と新条例の付属法令
 - 4 契約法における技術契約の位置付け
 - II 技術輸出入の枠組の転換—原則自由化
 - 1 対象技術の分類
 - 2 新条例下での管理体制の変更
 - 3 自由類についての登記証管理
 - 4 制限類についての許可証管理
 - 5 法的責任 (以上本号)
 - III 技術輸入における新旧比較
 - 1 契約自由の原則
 - 2 契約期間の自由設定可能
 - 3 秘密保持義務の内容と期間の自由設定可能
 - 4 契約期間満了後の継続使用禁止可能
 - 5 応訴義務なし
 - 6 新条例でも存続する規制
 - 7 契約における制限条項
 - IV まとめ
- 〈資料〉
- 技術輸出入管理条例〔翻訳〕(本号)
 - 技術輸出入契約登記管理辦法〔翻訳〕
 - 輸入禁止輸入制限技術管理辦法〔翻訳〕
 - 中国が輸入禁止、輸入制限する技術目録(第1次リスト)〔翻訳〕

I 新条例の制定と中国技術契約法の枠組

1 新条例の制定

中国のWTO加盟にともなって、各種法令の制定・改正が相次いでいる。

技術移転に関しても、「技術輸出入管理条例」(以下「新条例」という。なお、単に条文を引用する場合には、新条例の条文を指す。)が、2001年10月31日に國務院で採択、同年12月10日に公布され、2002年1月1日から施行された。

新条例は、中国がWTO加盟に際してTRIPs協定を加盟当初から完全に遵守することを約束したことにもとづき制定されたものである。

2 旧条例下での規制内容

中国との技術移転契約に関する法規としては、これまで、技術導入契約管理条例と同施行細則があった。

この法令は、①契約期間を原則10年に限定していること、②契約期間終了後に外国側ライセンサーが中国側ライセンサーに継続使用を拒否することや守秘義務を課することを禁止していること、の点でTRIPs協定に違反しているとされていた。

また、①外国側ライセンサーに対する技術目標への到達保証の義務づけ、②第三者から権利侵害として訴えられた場合に応訴の義務づけ、③原材料の購入や生産・販売面での制限に対する過度の禁止、など外国側ライセンサーに不当な条件を課している点で国際商慣行に反すると

* むらかみ ゆきたか
弁護士
現代アジア法研究会会員

されてきた。

特に、技術移転契約が当事者間の合意ではなく、当局の認可によって効力を生じることは、実務において大きな問題点となっていた。このことによりライセンスのロイヤリティが当局から低く抑えられるという問題が生じていた。こうした規制から、中国に対する技術移転契約は、合弁契約などと組み合わせて合弁契約の一部としてトータルとしてペイする可能性はあっても、技術移転契約それ自体としてはペイしないというのが常識であった⁽¹⁾。

今回の新条例は、技術導入契約管理条例・施行細則の改正ではなく、完全に廃止して新たに制定されたものである。その内容は、上述した問題点を意識して、TRIPs協定に合わせただけでなく、国際商慣行にも配慮したものとなったといえる。

3 旧条例の廃止と新条例の付属法令

新条例の施行にともない、従前の「技術導入契約管理条例」（1985年5月24日公布・施行。以下「旧条例」という。）および「技術導入契約管理条例施行細則」（1987年12月30日公布・施行。以下「旧施行細則」という。）は廃止された（55条）。

また本条例に関連する付属法令として、次のものが対外貿易経済合作部（以下「MOFTEC」という。）の部門規則として公布された。

- ① 「輸入禁止輸入制限技術管理辦法」（MOFTEC、国家経済貿易委員会）
- ② 「輸出禁止輸出制限技術管理辦法」（MOFTEC、科学技術部）
- ③ 「技術輸出入契約登記管理辦法」（MOFTEC）
- ④ 「中国が輸入禁止、輸入制限する技術目録（第1次リスト）」

いずれも、2001年12月30日に公布され、本条例と同日に施行された。

4 契約法における技術契約の位置付け

中国の契約法体系における技術契約は、旧技術契約法当時から、契約法体系のなかで典型契約として規定されてきた。現在の契約法においても、第18章（322条～364条）において典型契約として規定されている。したがって、涉外技術契約においても、本来は契約法における規定が適用される、というのが原則的な法規制としてとられるはずのものである。

しかしながら中国においては、旧技術契約法施行当時から、涉外契約については技術導入管理条例が適用され、国内契約について技術契約法を適用するという二本立ての法規制体制をとっている。現在の契約法になってからでも、今回の新しい技術輸出入管理条例の制定により、従来の二本立ての規制を踏襲することが明らかになったものといえる。

原則的には契約法の技術契約に関する第18章を適用し、涉外的要素や輸出入管理などに関わる部分についてのみ特則を適用する、というのが本来的な法規制であろうかと思われるが、いまなおこのような法規制の体制をとったものである。

しかし、技術輸出入管理条例は、契約法第18章の特則であるという位置付けから（契約法355条）、場合によっては技術輸出入管理条例に規定されていない事項について、契約法第18章の規定が適用される余地はありうるものと考えられる。

また、近いうちに技術契約に関する司法解釈が公布される予定である⁽²⁾。

この司法解釈が公布されると、技術契約一般として技術輸出入契約にも共通する解釈部分については、技術輸出入契約にも適用される可能性がある。

したがって、契約法第18章の規定についても、注意を払っておく必要がある。

II 技術輸出入の枠組の転換—原則自由化

1 対象技術の分類

(1) 新条例では、技術の輸出入が原則として自由となった(5条)。

技術輸出入が制限または禁止されるのは、対外貿易法16条・17条に該当する技術の輸出入である。

同条によると、次の場合に技術輸出入が制限または禁止される。

①制限される場合

国内資源または産業の保護、国際収支の擁護等のために必要がある場合

②禁止される場合

国家安全または社会公共利益、人の生命健康、生態環境に危険を及ぼす場合

しかしこれでは、どのような場合に技術輸出入が制限または禁止されるかが抽象的にしかわからないため、この具体的内容を定める必要がある。

そこで、MOFTECが国务院関連部門と共同で、輸出入を禁止または制限する技術の目録を制定、調整し公布することが規定された(8条、31条)。

(2) 上記の目録について、MOFTECと国家経済貿易委員会は「中国が輸入禁止、輸入制限する技術目録(第1次リスト)」を公布し、MOFTECと科学技術部は「輸出禁止輸出制限技術目録(輸出禁止部分)」を公布した。

①輸入に関する目録—「中国が輸入禁止、輸入制限する技術目録(第1次リスト)」

ア 禁止類

禁止項目として定められたのは、鉄鋼、非鉄金属、化学、石油精錬、石油化学、消防、電工、軽工業、印刷、医薬、建築材料の内の11類25項目の技術である

イ 制限類

輸入制限技術として定められたものは、遺伝子組替技術に関するバイオテ

クノロジー、石油精製技術、石油化学工業技術などの6類16項目の技術である。

②輸出に関する目録—「輸出禁止輸出制限技術目録(輸出禁止部分)」

輸入と比べると対象とされる技術ははるかに多い。

(3) ところで、このような体制になるということは、基本的には従来の事前規制からの脱却をしたということがいえる。逆にいうと、当事者にとっては、自由類に該当するかどうかの判断を自らの危険において判断しなければならなくなった、ということの意味している。制限・禁止リストにもとづき自由類であると判断したが、実際は制限類だった、ということがありうる。こうしたリスクを避けるにはどうすればよいか。

一つは、自由類に関する契約登記をする際に、関係機関に問合せをする方法が考えられる。また、三資企業の設定に関連して技術移転契約をする際には、設立認可機関における審査が関わってくるので、その際に設立認可機関に問合せするという方法が考えられる。しかし、いずれも決定的なものではない。

また、後述するように、現在制限・禁止リストの対象となっていないが、将来において制限・禁止リストに追加される可能性もある。そうした場合に、契約締結時点では自由類であった技術についての契約について、あらためて認可を要するようになるのか、それとも不要なのか。この点については、全く明らかではない。このようなリスクも考えておく必要がある。

2 新条例下での管理体制の変更

以上をまとめると、旧条例ではすべての技術輸入に対して認可を受けることが要求されたが、新条例は技術輸出入を原則自由とし、その上で次のように各種に分類して管理する体制に

した。

- ① 自由類技術の輸出入—登記により管理する(17条、39条)。
- ② 制限類技術の輸出入—許可により管理する(10条、33条)。
- ③ 禁止類技術の輸出入—禁止する(9条、32条)。

このような分類管理体制は、従来の技術輸出入管理制度と大きく異なっている。

旧条例下では、すべての技術輸出入に対して一律に認可を要求した。

一方、新条例により確立されたのは、先に述べたように、技術目録にもとづき、禁止類・制限類・自由類を区別して管理する制度である。

また旧条例下では、技術と契約を区分せず、技術輸出入に対する審査と契約に対する審査を一体としておこなっていた。

新条例では、制限類の技術の輸出入に対しては厳格な審査がなされるが、契約に対しては審査を緩和している。技術と契約を区分して管理するとともに、審査の重点を契約から技術の種類に移したものである。

3 自由類についての登記証管理

自由類の技術の輸出入契約は当該契約が成立された時に効力が発生する。契約の登記は発効の要件ではない(17条、39条)。

自由類技術の輸出入契約は、中国の輸出入経営者が、中国国際電子商取引ネット上で登記したうえで(<http://info.ec.com.cn>)、対外経済貿易部門において登記手続をおこなう。

登記機関は、登記申請書、契約副本、契約双方の法律上の地位の証明文書などの提出資料が完全であるかどうか、登記記録と契約内容が一致しているかどうか、について形式的審査をおこなう。契約内容については審査しない(技術輸出入契約登記管理辦法4~6条)。

契約の主要な内容に変更があった場合には、

あらためて登録をしなければならず、また契約が終了した場合には、備案⁽³⁾する必要がある(21条、43条)。

契約の主要な内容に変更があった場合とは、どのような場合を指すのか。契約の登記をすべき主たる内容については、技術輸出入契約登記管理辦法7条に定めており、ここに規定している事項に変更があった場合は、新たな登記をしなければならない(技術輸出入契約登記管理辦法9条)。

4 制限類についての許可証管理

(1) 制限類の技術の輸出入は許可を経ずにおこなうことが禁止されている。

技術輸出入契約の効力が生じるのは、輸出入許可証が発行された日である(16条、38条)。

契約の主要な内容に変更があった場合には、あらためて許可申請しなければならず、また契約が終了した場合には、備案する必要がある(21条、43条)。

契約の主要な内容に変更があった場合とは、どのような場合を指すのか。自由類の場合の技術輸出入契約登記管理辦法7条のような規定はないが、同条が参考になろう。

(2) 制限類技術輸入については、①技術輸出入に対する許可と、②契約に対する認可という2段階になっている。

従来の「技術」と「契約」の審査を一体化しておこなう制度を、「技術」と「契約」とに分けて審査する制度に変更した。

技術輸出入に対する申請については、さらに①取引の面と②技術自体の面に対する審査が行われる(11条、12条、34条、35条)。契約に対しては真実性の審査が行われる(14条2項、37条)。

① 取引面の審査(輸入禁止輸入制限技術管理辦法7条、輸出禁止輸出制限管理辦法7条)
ア 中国の対外貿易政策に合致し、対外経

済技術提携の発展に有利かどうか。

イ 中国が対外的に承諾した義務に合致するかどうか。

ウ 輸出の場合は、これに加えて、外貿輸出の促進に有利か、産業輸出政策に合致するかどうか。

② 技術面の審査（輸入禁止輸入制限技術管理辦法8条、輸出禁止輸出制限管理辦法8条）

ア 国家の安全または社会公共の利益に危険を及ぼすかどうか。

イ 人の生命または健康に危害を及ぼすかどうか。

ウ 生態環境を破壊するかどうか。

エ 国家の産業政策および経済発展戦略に合致し、中国の技術の進歩および産業のレベルアップの促進、中国の経済技術權益擁護に有利かどうか。

(4) ここで注目すべき点は、契約に対する審査認可機関の介入の問題である。

旧条例では、技術輸入契約が不当な条項を含む場合、審査機関は期限を限定して期間内に修正することを求めることができ、修正しない場合には契約を認可しなかった（旧施行細則18条）。

たとえば、ロイヤルティの価格が不合理であるとか、品質保証が不十分であることを理由として認可を拒否されることが多かった。こうした点が国際慣行に反するとして諸外国から批判の的となっていたのである。

新条例ではこのような規定が削除された（29条）。したがって、契約審査機関は、契約がこのような不当条項を含むことを理由に認可しない権限をもたないことになる⁽⁴⁾。

(5) 制限類技術輸出入の申請手続および審査の概要は次のとおりである（11～16条、33～38条）。

① 対外経済貿易主管部門に対する技術輸出入の申請（11条、34条）。

なお、輸入の場合は国家関連部門の認可が必要な場合の認可の取得。

② 対外経済貿易主管部門は國務院の関連部門と共同で、技術に対して貿易面の審査と技術面の審査を行い、30日以内に認可または不認可を決定（12条、35条1項）。

③ 許可する場合は技術輸出入許可意向書の交付（13条1項、36条1項）。

④ 輸出入経営者が対外的に技術輸出入契約を締結（13条2項、36条2項）。

⑤ 契約副本およびその他の文書を対外経済貿易主管部門に提出し、輸出入許可証を申請（14条1項、37条1項）。

⑥ 対外経済貿易主管部門は、契約の真实性について審査した後、輸入の場合は10日、輸出の場合は15日以内に許可または不許可を決定。許可するものについて技術輸出入許可証を交付（14条2項、37条2項）。

上記の手続により、輸出入許可意向書を取得すれば、基本的に技術輸出入の最終許可を得られる。

そのため、先に技術輸出入許可意向書を取得してその後に輸出入契約を締結する方法は、輸出入について最終的に認められないことに対するリスクを避ける機能を有する。

ただし、技術輸入の場合には、技術輸出入許可意向書を事前に取得する手続を経ることなく、締結した契約の副本を技術の輸出入許可申請とともに提出することにより許可証を申請することもできる。この審査期間は40日間である（15条）。

技術輸出の場合は、技術輸出許可意向書を取得してはじめて、対外的に実質的な交渉をすることができる（36条）。

5 法的責任

新条例は法律責任に関する章（第4章・46条～52条）を設け、技術輸出入における犯罪、違

法行為の法的責任を規定している。

その内容は、①契約当事者の法的責任と②行政部門職員の法的責任に大別される。

契約当事者の法的責任としては、輸出入禁止技術の輸出入に対する罰則(46条)、輸出入制限技術の輸出入に対する罰則(47条)、許可証などの偽造などに対する処罰(48条)、詐欺などによる登記に対する制裁(49条)である。

犯罪を構成して処罰を受ける場合もあり、犯罪を構成しない場合でも、違法所得の没収、違法所得の1倍以上5倍以下の罰金、および対外貿易経営権の取消等の行政処罰を受ける可能性がある。(つづく)

[注] _____

(1) そのため、中国に設立した合弁会社から製品を日本に輸入する場合に、ロイヤルティ相当分を割り引いて購入価格とする潜脱手段がしばしばとられていた。

また、旧技術導入管理条例施行規則では、対象となる契約に「商標権の譲渡または許可に関わる契約(商標権の譲渡のみに関わる契約を除く。)」が含まれていた(2条1号)。技術移転にともない商標の使用を許諾する場合は、商標権部分にかかわる使用許諾料の比率を高く設定するという方法もとられていた。商標使用許諾契約については、商標使用許諾契約は商標局に備案しなければならないが、認可を経る必要がある契約ではなかったし、2001年に改正された後も同様である(2001年12月1日施行後の商標法40条)。なお、商標使用許諾契約に関しては、拙著「中国における商標使用許諾契約(上)～(下)」本誌43巻9号～10号を参照されたい。

(2) 最高人民法院は1999年8月から、技術契約部分の司法解釈として「『中華人民共和国契約法』の適用についての若干の問題に関する解釈(三)」の起草作業を開始し、技術契約に関する従来の法律、行政法規、司法解釈を整理したうえで、技術契約に対する契約法の新しい規定と審判の実務で起こった新しい状況、問題に合わせて、意見を徴求するための草案を作成した。この草案に対し、2001年6月12日から15日にかけて上海市で全国法院知的財産権審判活動會議を開催して意見を聴取するなどして、現在作成中である。

(3) 備案というのは、届け出て記録にとどめることである。適当な日本語がないため、中国語の原文をそのまま用語として使用している。

(4) ただし、契約審査機関の審査がないということは、不当条項かどうかの判断が事後的になされるということになる。したがって、旧条例の事前規制体制と異なり、事後的規制として後になって訴訟や仲裁により契約無効であるとか、特定の条項が無効であると判断される危険が生じたといえる。

* * * *

<資料>

中華人民共和国技術輸出入管理条例 中華人民共和国国务院令第331号

《中華人民共和国技術輸出入管理条例》が、2001年10月31日の国务院第46回常務會議で採択された。ここに公布し、2002年1月1日より施行する。

総理 朱鎔基
2001年12月10日

第1章 総則

(目的)

第1条 技術輸出入の管理を規範化し、技術輸出入秩序を維持し、国民経済および社会の発展を促進するため、《中華人民共和国対外貿易法》(以下「対外貿易法」という。)およびその他の関係法律の関係規定にもとづき、本条例を制定する。

(定義)

第2条 本条例にいう技術輸出入とは、中華人民共和国外から中華人民共和国内に向けて、または中華人民共和国内から中華人民共和国外に向けて、取引、投資または経済技術協力の方式により技術を移転する行為を指す。

前項に規定する行為には、特許権の譲渡、特許出願権の譲渡、特許の実施許諾、技術ノウハウの譲渡、技術サービスおよびその他の方式による技術移転を含む。

(管理制度による秩序維持)

第3条 国は、技術輸出入に対して統一の管理制度を実施し、法にしたがい、公平で、自由な技術輸出入の秩序を維持する。

(国の政策との整合性)

第4条 技術輸出入は、国の産業政策、科学技術政策および社会発展政策に合致し、わが国の科学技術の進歩および対外的な経済技術協力の発展を促進するのに有利であり、わが国の経済技

術権益を擁護するのに有利なものでなければならない。

(技術輸出入自由の原則)

第5条 国は、技術の自由な輸出入を認めるが、ただし、法律または行政法規に別途規定がある場合を除く。

(各行政部門の役割)

第6条 国务院対外経済貿易主管部門(以下「国务院外経貿主管部門」という。)は、対外貿易法および本条例の規定にしたがい、全国の技術輸出入の管理をおこなう。省、自治区および直轄市の人民政府外経貿主管部門は、国务院外経貿主管部門の授権にもとづき、管轄行政区域内の技術輸出入の管理をおこなう。

国务院の関係部門は、国务院の規定にしたがい、技術輸出入プロジェクトに関係する管理の職責を果たす。

第2章 技術輸入の管理

(先進技術輸入の奨励)

第7条 国は、先進的で、実用的な技術の輸入を奨励する。

(輸入禁止・制限技術の目録)

第8条 対外貿易法第16条または第17条に規定する状況のいずれか一つがある技術は、輸入を禁止または制限する。

国务院外経貿主管部門は、国务院関係部門とともに、輸入を禁止または制限する技術の目録を制定、調整し、かつ公布する。

(輸入禁止技術—輸入禁止)

第9条 輸入禁止に属する技術は、輸入することができない。

(輸入制限技術—許可証による管理)

第10条 輸入制限に属する技術は、許可証による管理を実施するものとし、許可を受けずに、輸入することができない。

(輸入制限技術の輸入申請)

第11条 輸入制限に属する技術を輸入する場合、国务院外経貿主管部門に対し、関係文書を添付して、技術輸入申請を提出しなければならない。

技術輸入プロジェクトについて関係部門の認可を経る必要がある場合は、さらに関係部門の認可文書も提出しなければならない。

(主管部門の審査)

第12条 国务院外経貿主管部門は、技術輸入申請を受領した後、国务院関係部門とともに、申請について審査を行い、かつ申請を受領した日か

ら30業務日以内の期間に認可または不認可の決定をしなければならない。

(技術輸入申請の認可 その1)

第13条 技術輸入申請が認可された場合、国务院外経貿主管部門が技術輸入許可意向書を交付する。

輸入業者は、技術輸入許可意向書を取得した後、対外的に技術輸入契約を締結することができる。

(技術輸入申請の認可 その2)

第14条 輸入業者は、技術輸入契約を締結した後、国务院外経貿主管部門に技術輸入契約の副本および関係文書を提出し、技術輸入許可証を申請しなければならない。

国务院外経貿主管部門は、技術輸入契約の真实性について審査を行い、かつ前項に規定する文書を受領した日から10業務日以内の期間に、技術輸入について許可または不許可の決定をおこなう。

(技術輸入申請の認可 その3)

第15条 申請者は、本条例第11条の規定にもとづき国务院外経貿主管部門に技術輸入申請を提出する時に、すでに締結した技術輸入契約の副本を併せて提出することができる。

国务院外経貿主管部門は、本条例第12条および第14条の規定にもとづき、申請およびその技術輸入契約の真实性について併せて審査を行い、かつ前項に規定する文書を受領した日から40業務日以内の期間に、技術輸入について許可または不許可の決定をおこなわなければならない。

(技術輸入許可証交付と契約の効力発生)

第16条 技術輸入が許可された場合、国务院外経貿主管部門は技術輸入許可証を交付する。技術輸入契約は、技術輸入許可証が交付された日から効力を生じる。

(自由輸入技術の契約登記)

第17条 自由輸入に属する技術については、契約登記による管理を実施する。

自由輸入に属する技術を輸入する場合、契約は、法により成立した時に効力を生じるものとし、登記は契約の効力発生条件ではない。

(自由輸入技術の契約登記申請書)

第18条 自由輸入に属する技術を輸入する場合、国务院外経貿主管部門で登記手続を行い、かつ下記の文書を提出しなければならない。

(1) 技術輸入契約登記申請書。

(2) 技術輸入契約副本。

(3) 契約の双方当事者の法律的地位の証明文

書。

(技術輸入契約登記証の交付)

第19条 国務院外経貿主管部門は、本条例第18条に定める文書を受領した日から3業務日以内の期間に、技術輸入契約について登記を行い、技術輸入契約登記証を交付しなければならない。

(外国為替などの根拠—許可証または登記証)

第20条 申請者は、技術輸入許可証または技術輸入契約登記証を根拠として、外国為替、銀行、税務、税関などの関係手続をおこなう。

(契約の変更と終止)

第21条 本条例の規定にもとづき許可または登記を経た技術輸入契約につき、契約の主要な内容に変更が生じた場合、あらためて許可または登記の手続をしなければならない。

許可または登記を受けた技術輸入契約を終止するときは、国務院外経貿主管部門に遅滞なく備案しなければならない。

(外資投資企業設立の場合の技術の原物出資)

第22条 外資投資企業を設立し、外国側出資者が技術をもって出資する場合、当該技術の輸入については、外資投資企業の設立認可の手続にしたがい審査または登記手続をおこなう。

(行政部門などの守秘義務)

第23条 国務院外経貿主管部門および関係部門ならびにその職員は、技術輸入の管理の職責を履行中、知った営業秘密について秘密保持義務を負う。

(技術供与者の義務)

第24条 技術輸入契約の供与側は、自らがその供与する技術の合法的な所有者または譲渡もしくは許諾の権利を有する者であることを保証しなければならない。

技術輸入契約の受入側が供与側の供与した技術を契約の定めにもとづき使用し、第三者から権利侵害の訴を提起された場合、受入側は、供与側にただちに通知しなければならない。供与側は、通知を受けた後、受入側と協力して障害を排除しなければならない。

技術輸入契約の受入側が供与側の供与した技術を契約の定めにもとづき使用し、第三者の合法的権利・利益を侵害した場合、供与側が責任を負う。

(無瑕疵などの保証)

第25条 技術輸入契約の供与側は、その供与する技術が完全で、瑕疵がなく、有効であり、契約に定めた技術目標を達成できることを保証しな

ければならない。

(契約当事者の守秘義務)

第26条 技術輸入契約の受入側および供与側は、契約に定める秘密保持範囲および秘密保持期間内において、供与側の供与した技術のうち、未公開の秘密扱いの部分について秘密保持義務を負担しなければならない。

秘密保持期間内において秘密保持義務を負う当事者は、秘密扱いの技術が自らの原因によらずして公開された後、その負担する秘密保持義務は免除される。

(改良技術の帰属)

第27条 技術輸入契約の有効期間内において、技術改良の成果は改良側に属する。

(技術輸入期間満了後の継続使用)

第28条 技術輸入契約の契約期間が満了した後、技術の供与側および受入側は、公平・合理の原則に照らし、技術の継続使用について協議をおこなうことができる。

(技術輸入契約に定めることができない事項)

第29条 技術輸入契約には、下記の制限条項を定めてはならない。

- (1) 技術輸入に不可欠ではない付帯条件の受入れを受入側に要求するもの。不可欠ではない技術、原材料、製品、設備または役務の購入を含む。
- (2) 特許権の有効期間が満了し、または特許権の無効が宣告された技術について、使用費の支払または関係する義務の負担を受入側に要求するもの。
- (3) 受入側が供与側の供与した技術を改良することを制限し、または受入側がその改良した技術を使用することを制限するもの。
- (4) 供与側の供与した技術と類似の技術またはこれと競合する技術を、受入側が他の供給源から入手することを制限するもの。
- (5) 受入側が原材料、部品、製品または設備の購入ルートまたは供給源を不合理に制限するもの。
- (6) 受入側の製品の生産数量、品種または販売価格を不合理に制限するもの。
- (7) 受入側が輸入した技術を利用して生産した製品の輸出ルートを不合理に制限するもの。

第3章 技術輸出の管理

(成熟技術輸出の奨励)

第30条 国は、成熟した、産業化された技術の輸

出を奨励する。

(輸出禁止・制限技術の目録)

第31条 対外貿易法第16条または第17条に定める状況のいずれか一つがある技術は、輸出を禁止または制限する。

國務院外経貿主管部門は、國務院関係部門とともに、輸出を禁止または制限する技術の目録を制定、調整し、かつ公布する。

(輸出禁止技術—輸出禁止)

第32条 輸出禁止に属する技術は、輸出することができない。

(輸出制限技術—許可証による管理)

第33条 輸出制限に属する技術は、許可証による管理を実施するものとし、許可を経っていない場合、輸出することができない。

(輸出制限技術の輸出申請)

第34条 輸出制限に属する技術を輸出する場合、國務院外経貿主管部門に申請を提出しなければならない。

(技術輸出申請の認可 その1)

第35条 國務院外経貿主管部門は、技術輸出申請を受領した後、國務院科学技術管理部門とともに、輸出が申請された技術について審査を行い、かつ申請を受領した日から30業務日以内の期間に認可または不認可の決定をおこなわなければならない。

輸出が制限される技術について、関係部門による秘密保持審査をおこなう必要がある場合、国の関係規定にもとづき実施する。

(技術輸出申請の認可 その2)

第36条 技術輸出申請が許可された場合、國務院外経貿主管部門が技術輸出許可意向書を発行する。

申請者は、技術輸出許可意向書を取得した後、対外的に実質的な交渉を行い、技術輸出契約を締結することができる。

(技術輸出許可申請書)

第37条 申請者は、技術輸出契約を締結した後、國務院外経貿主管部門に下記の文書を提出し、技術輸出許可証を申請しなければならない。

- (1) 技術輸出許可意向書。
- (2) 技術輸出契約副本。
- (3) 技術資料輸出明細。
- (4) 契約の双方当事者の法的地位に関する証明文書。

國務院外経貿主管部門は、技術輸出契約の真实性について審査を行い、かつ前項に規定する文書を受領した日から15業務日以内の期間に、技

術輸出について許可または不許可の決定をする。

(技術輸出許可証交付と契約の効力発生)

第38条 技術輸出が許可された場合、國務院外経貿主管部門が技術輸出許可証を交付する。技術輸出契約は、技術輸出許可証が交付された日から効力を生じる。

(自由輸出技術の契約登記)

第39条 自由輸出に属する技術については、契約登記による管理を実施する。

自由輸出に属する技術を輸出する場合、契約は、法にしたがい成立した時に効力を生じるものとし、登記は契約の効力発生条件ではない。

(自由輸出技術の契約登記申請書)

第40条 自由輸出に属する技術を輸出する場合、國務院外経貿主管部門で登記手続を行い、かつ下記の文書を提出しなければならない。

- (1) 技術輸出契約登記申請書。
- (2) 技術輸出契約副本。
- (3) 契約の双方当事者の法的地位の証明文書。

(技術輸出契約登記証の交付)

第41条 國務院外経貿主管部門は、本条例第40条に定める文書を受領した日から3業務日以内の期間に、技術輸出契約について登記をおこない、技術輸出契約登記証を交付しなければならない。

(外国為替などの根拠—許可証または登記証)

第42条 申請者は、技術輸出許可証または技術輸出契約登記証を根拠として、外国為替、銀行、税務、税関等の関係手続をおこなう。

(契約内容の変更と終止)

第43条 本条例の規定にもとづき許可または登記を経た技術輸出契約は、契約の主要な内容に変更が生じた場合、あらかじめ許可または登記の手続をしなければならない。

許可または登記を受けた技術輸出契約を終止するときは、速やかに國務院外経貿主管部門に備案しなければならない。

(行政部門などの守秘義務)

第44条 國務院外経貿主管部門および関係部門ならびにその職員は、技術輸出の管理の職責の履行中、国家機密および知った営業秘密について秘密保持義務を負う。

(原子力関係などの技術輸出)

第45条 原子力技術、原子力軍民両用品に関係技術、監督対象の化学物質の生産技術、軍事技術等の管理・制限対象の技術を輸出する場合、関係の行政法規の規定にしたがって処理する。

第4章 法律責任

(輸出入禁止技術の輸出入に対する法的責任)

第46条 輸出入禁止に属する技術を輸入もしくは輸出した場合、または輸出入制限に属する技術を許可を受けずに無断で輸入もしくは輸出した場合、刑法の密輸罪、違法経営罪、国家機密漏洩罪その他の罪に関する規定にしたがい、法にもとづき刑事責任を追及する。刑事処罰には及ばないときは、状況の差異に応じて、税関法の関係規定にしたがい処罰し、または國務院外経貿主管部門が警告を与え、違法所得を没収し、違法所得の1倍以上5倍以下の過料を科すものとし、國務院外経貿主管部門は、併せてその対外貿易経営許可を取り消すことができる。

(輸出入制限技術の輸出入に対する法的責任)

第47条 制限輸出入に属する技術を許可された範囲を無断で超えて輸入もしくは輸出した場合、刑法の違法経営罪その他の罪に関する規定にしたがい、法にもとづき刑事責任を追及する。刑事処罰には及ばないときは、状況の差異に応じて、税関法の関係規定にしたがい処罰し、または國務院外経貿主管部門が警告を与え、違法所得を没収し、違法所得の1倍以上3倍以下の過料を科すものとし、國務院外経貿主管部門は、併せてその対外貿易経営許可を一時停止もしくは取り消すことができる。

(許可証などの偽造などに対する法的責任)

第48条 技術輸出入許可証もしくは技術輸出入契約登記証を偽造、変造もしくは売買した場合、刑法の違法経営罪もしくは国家機関の公文書・証明書。印章の偽造・変造・売買罪の規定にしたがい、法にもとづき刑事責任を追及する。刑事罰には及ばないときは、状況の差異に応じて、税関法の関係規定にしたがい処罰するものとし、國務院外経貿主管部門は、併せてその対外貿易経営許可を取り消すことができる。

(詐欺などによる許可に対する制裁)

第49条 詐欺その他の不正な手段により技術輸出入許可を得た場合、國務院外経貿主管部門が、その技術輸出入許可証を没収し、その対外貿易経営許可を一時停止もしくは取り消す。

(詐欺などによる登記に対する制裁)

第50条 詐欺その他の不正な手段により技術輸出入契約の登記を受けた場合、國務院外経貿主管部門が、その技術輸出入契約登記証を没収し、その対外貿易経営許可を一時停止もしくは取り消す。

(行政部門職員の守秘義務違反に対する法的責任)

第51条 技術輸出入管理の職員が本条例の規定に違反し、国家機密またはその知った営業秘密を漏らした場合、刑法の国家機密漏洩罪または営業秘密侵害罪の規定にしたがい、法にもとづき刑事責任を追及する。刑事罰には及ばないときは、法にもとづき行政処分をおこなう。

(行政部門職員の職権濫用などに対する法的責任)

第52条 技術輸出入管理の職員が職権を濫用し、職務怠慢をし、または職務上の地位を利用して他人から財物を受け取りもしくは他人に財物を要求した場合、刑法の職権濫用罪、職務怠慢罪、収賄罪その他の罪に関する規定にしたがい、法にもとづき刑事責任を追及する。刑事罰には及ばないときは、法にしたがい行政処分をおこなう。

第5章 付則

(行政不服審査と行政訴訟)

第53条 國務院外経貿主管部門がおこなった技術輸出入に関する認可、許可、登記または行政処罰の決定に不服がある場合、法により行政再審査を申請することができるほか、法により人民法院に訴訟を提起することができる。

(旧規定と矛盾する場合の処理)

第54条 本条例の公布前に國務院が制定した技術輸出入の管理に関する規定と本条例の規定に不一致がある場合、本条例を基準とする。

(旧条例などの廃止)

第55条 本条例は2002年1月1日から施行する。1985年5月24日に國務院が公布した《中華人民共和国技術導入契約管理条例》および1987年12月30日に國務院が承認し、1988年1月20日に対外経済貿易部が公布した《中華人民共和国技術導入契約管理条例实施细则》は同時に廃止する。

(日本語訳：弁護士 村上幸隆。なお、原文には小見出しはなく、訳者が便宜のために付けたものである。)